

教職大学院の審査の観点について

教職大学院の審査においては、教職大学院の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。その際、特に、大学院大学の新設に関する案件については、大学新設に準ずるものとして慎重に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p>1．設置の趣旨・目的</p> <p>1 - 1 教職大学院の目的</p> <p>当該教職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。</p> <p>研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。</p> <p>教育研究の理念は、明確になっているか。また、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮されているか。</p> <p>人材養成の目的・教育研究の理念は、教職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。</p> <p>【教職大学院の目的】：「専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下小学校等という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うこと」</p> <p>【専門職大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」</p> <p>【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」</p> <p>既設の学部段階及び修士課程との関係について、教員組織や教育課程の面で適切に棲み分けがなされているか。</p> <p>1 - 2 基本組織</p> <p>実際に社会で活躍する教員等に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供しているか。大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に配慮しているか。</p>	<p>法65 院1の2,11 専2,26</p> <p>院5～7の3</p>
<p>2．名称</p> <p>研究科・専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。</p> <p>英文表記は、国際的に通用性を有しているか。</p>	<p>院22の4</p>
<p>3．教育課程</p> <p>3 - 1 入学者選抜</p> <p>人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。</p> <p>標準修業年限の特例を設ける場合、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。</p> <p>3 - 2 教育課程</p> <p>(1) 人材養成の目的に沿った編成</p> <p>人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設しているか。</p> <p>専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。</p> <p>関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮しているか。</p>	<p>院3 専3,26</p> <p>院11(改) 専2,6 専告示8</p>

教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目()を開設し、実習により行われる授業科目、その他の各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程が編成されているか。

() 教育課程の編成及び実施に関する領域、() 教科等の実践的な指導方法に関する領域、() 生徒指導及び教育相談に関する領域、() 学級経営及び学校経営に関する領域、() 学校教育と教員の在り方に関する領域、のすべての領域の科目。

上記5つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は一定程度(最低必要修得単位数全体から実習の最低必要修得単位数を引いたもののうちの半数)以上となっているか。

特定の科目のみでなく、カリキュラム全体で実践的事例が扱われた構成となっているか。

全ての学生が共通的に履修する「共通科目(基本科目)部分」、「学校における実習部分」、各コースや専攻分野により選択される「コース(分野)別選択科目部分」など、体系的な科目区分により構成されているか。

(2) 教職大学院課程の目的に沿った編成

教職大学院課程の目的に応じた実践力・応用力を修得させる教育課程となっているか。

教職大学院制度の創設の目的である()より実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となりうる新入教員の養成、()確かな指導力と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー(中核中堅教員)の養成を満たすべく、幅広くかつ高度の専門的教育を行うと共に、学校教育に関する「理論と実践の融合」を図る教育内容となっているか。

高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る単位は10単位以上となっているか。

授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標(一般目標、到達目標)は適切に設定されているか。

専2,6,29

(3) 履修モデル・コースワーク

目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。

人材養成目的等に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう配慮しているか。

専6

3 - 3 教育方法等

(1) 授業を行う学生数

授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数となっているか。

設24

(2) 教育プロセスの明確化

履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育(履修指導)のプロセスは、明確になっているか。

学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。

(3) 授業の方法・単位

講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。さらに、教職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう、事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ワークショップ、フィールドワーク等の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。

授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。

現職教員学生に対して「小学校等で行う実習」を減免する場合その基準が明確に示されているか。

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めているか。

高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。

設21(改)
専8,12,29
メディア告示

<p>(4) 成績評価基準等の明示等 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。</p> <p>(5) 授業日数・授業期間 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。</p> <p>(6) 単位互換・既修得単位の認定 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲としているか。 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとしているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は適切なものとなっているか。</p> <p>(7) 夜間大学院・昼夜開講制 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。</p> <p>(8) 学外実習 実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力校が学生数に対して適切な学校種及び数が確保されているか。実習等の計画・指導体制・連携体制・成績評価方法等が適切なものとなっているか。 また、現職教員学生の在籍校での実習を含む場合、どのように実習の水準の確保がされるか、日常の勤務とならないように工夫されているか。 連携協力校以外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。</p> <p>3 - 4 デマンド・サイドのニーズとのマッチング 当該教職大学院の人材養成目的等に応じて、教育委員会、学校現場など、養成した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。</p> <p>3 - 5 修了要件 修了要件は、人材養成目的及び教職大学院課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件（45単位以上）を満たしているか。</p>	<p>専10</p> <p>設22,23</p> <p>専13,14,16,27,28,29,30</p> <p>専29</p>
<p>4 . 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置いているか。 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。 主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。 専任教員は担当する分野分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ、かつ専門職大学院設置基準5条各号（教育上又は研究上の業績、高度の技術・技能、特に優れた知識・経験のいずれか）のいずれかに該当する教員を規定数置いているか。 教員組織のうち概ね4割以上は、専攻分野におけるいわゆる実務家教員（概ね20年程度の実務経験を有することが望ましい）となっているか。実務家教員の配置は、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。</p>	<p>設7,10,11,12 専4,5 専告示1,2</p>

<p>実務家教員と研究者教員がともに協働しつつ、全体として実践的内容を意識した教育が展開されているか。</p> <p>告示第2条第1項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有するものを中心として構成されているか（必要専任教員数の3割以上が望ましい）。</p> <p>教職大学院の独立性の確保に鑑み、当該教職大学院の授業のみを担当する専任教員は必要数を充足しているか。</p>	
<p>(2) 専任教員</p> <p>教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。</p> <p>当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。</p> <p>科目等履修生等その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。</p> <p>教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。</p> <p>2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。</p>	<p>設7 (改), 12, 31 (改) 専4, 5</p>
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5 - 1 施設・設備</p> <p>教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室等が備えられているか。</p> <p>専任教員に対して研究室が備えられているか。</p> <p>研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）</p> <p>研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。</p> <p>2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備が設けられているか。</p> <p>大学院の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。</p> <p>5 - 2 校地・校舎</p> <p>大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。</p>	<p>院19(改), 20, 21, 22の2(改), 22の3 専17</p> <p>設24</p>
<p>6. その他</p> <p>6 - 1 F D</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>6 - 2 自己点検・評価</p> <p>教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p>6 - 3 情報提供</p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。</p>	<p>専11</p> <p>法69の3</p> <p>設2</p>

6 - 4 管理運営

学校現場などの要請した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込み，学校教育の実態や社会の変化などに対応しうる機動的な管理運営システムが整っているか。

「参照条文」欄の略称について

- 法 ……学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 施行規則 ……学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 設 ……大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- メディア告示 ……平成13年文部科学省告示第51号
- 院 ……大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
- 専 ……専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
- 専告示 ……平成15年文部科学省令告示第53号